┗■１．権利に基づく闘い　　　　　　　　　(連載その５)
　｜　　「補償なき休業要請」は憲法29条違反
　｜　　「無補償」は国民の希薄な権利意識に起因
　｜　　泣き寝入りせず、「補償」を実現させることが大事
　｜　　国民がお上に従順であるうえ同調圧力が強いという
　｜　　日本の特殊性につけこんで、特異な政策を作った
　└────　熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎　新型コロナ対策をめぐり、休業要請に補償が必要か否かが問題に
なっています。
　国は「日本は民主主義国だから強制できない」と言っています。
　しかし、憲法29条は、公権力が「正当な補償」の下に私権を侵害
（制限や禁止）し得ることを定めていますし、土地収用法による
強制収用は周知のことですから、「強制できない」が嘘であることは
明らかです。
　強制すると「正当な補償」が必要になるため、国は、補償を回避
すべく、コロナ対策の制度（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に
狡猾な仕掛けを設けました。

◎　一つは、いきなり「強制（指示）」するのでなく、その前に
「要請」するとしたことです。
　「要請」で済むならば、要請に応じない自由があることを口実として
「補償しない」と主張することができるからです。
　もう一つの仕掛けは、「要請」を知事に出させるとしたことです。
知事に要請を出させれば、補償が必要になった場合にも補償責任を
都道府県に転嫁できます。

◎　しかし、二つの仕掛けは、国と都道府県の間に大きな軋轢を
生むとともに、制度に欠陥があることが明らかになりつつあります。
　多くの知事が、「補償とセットでなければ効果を発揮できない」と
主張し、国による補償を要求しています。
　また、自治体の財政力の有無で補償に格差が生じてしまうことが
露わになって、国による補償の必要性が明らかになってきています。

◎　法的にも、「応じない自由のある要請」ではなく、「強制（指示）
を後に控えた要請」ですから、憲法29条に基づく補償が必要です。
　日本で「補償なき休業要請」という、世界的に特異な政策が採られた
のは、国が、「要請」をつうじて「強制」の場合と同等の効果を
あげられると見込んだからです。
　国民がお上に従順であるうえ同調圧力が強いという日本の特殊性に
つけこんで、特異な政策をつくったのです。
　そんな見込みを国に持たせたことは、「日本人の美徳」として誇り
得ることではなく、むしろ「日本人の権利意識の希薄さ」の表われ
として恥ずべきことなのです。

◎　実際には、「無補償」によって「補償」の場合と同等の効果を
あげることは不可能ですから、「補償なき休業要請」はコロナ感染の
うえでも国民を苦しめることになります。
　国民の生命を守るという、国の最優先すべき使命に反する暴挙という
ほかありません。

◎　「要請」により休業や廃業を余儀なくされた業者が「誰が悪いわけ
でもない、悪いのはウィルスだから」と嘆いています。
　しかし、コロナ感染がウィルスに起因するとしても、それを経済苦に
つなげているのは、国の「補償なき休業要請」です。
　業者が、国の狡猾な政策に泣き寝入りしないで憲法29条に基づく
補償を実現させることが、コロナ対策のうえでも経済対策のうえでも、
また、日本人の希薄な権利意識を変えていくうえでも、
きわめて大事です。